

青森県報

号外第二十八号

平成十五年三月三十一日(月曜日)

目次

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課)…一

訓 令

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令……………(同)…四

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第二十五号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第十三号の三を次のように改める。

十三の三 青森県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十四年十二月青森県条例

第八十一号)の施行に関する次のこと。

イ 第二十四条第一項の規定による必要な措置の勧告に関すること。

ロ 第二十五条第一項の規定による飼い主からの報告又は資料の徴収に関すること。

第四条の三第十八号中八を削り、二を八とし、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとし、同号子中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に改め、同チを同号トとし、同号中リをチとし、又をリとし、ルを又とし、ヲをルとし、ワをヲとし、同条第三十一号を次のように改める。

三十一 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の施行に関する次のこと。

イ 第二十条第一項の規定による特定給食施設の届出の受理及び同条第二項の規定による届出事項の変更又は事業の休止若しくは廃止の届出の受理に関すること。

ロ 第二十一条第一項の規定による特定給食施設の指定に関すること。

ハ 第二十二条の規定による特定給食施設の設置者に対する指導及び助言に関すること。

ニ 第二十三条第一項の規定による特定給食施設の設置者に対する勧告に関すること。

ホ 第二十四条第一項の規定による特定給食施設の設置者等からの報告の徴収に関すること。

第四条の三第三十八号イ中「第十条(第十九条の二第一項)を「第十三条(第三十二条第一項)に改め、同条第三十九号イ中「第十条(第二十九条)を「第十一条(第三十八条)に改め、同号ロ中「第十一条(第二十九条)を「第十二条(第三十八条)に改め、同号ハ中「第十五条(第二十九条)を「第十六条(第三十八条)に改め、同号ニ中「第十六条(第二十九条)を「第十七条(第三十八条)に改め、同号ホ中「第

十八条(第二十九条)を「第十九条(第三十八条)に改め、同条第四十一号及び第四十二号を次のように改める。

四十一 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一条の二第一項の規定による知的障害者居宅生活支援事業等を行う者からの報告の徴収に関すること(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く。)

四十二 削除

第八条第二号を削る。

第八条の二第一号イ中「第四条第三項」を「第五条第三項」に改め、同条に次の二号を加える。

二 県立の大学の教員に係る修学資金の貸与に関する条例(平成九年三月青森県条例第三号)の施行に関する次のこと。

イ 第三条の規定による契約の締結に関すること。

ロ 第七条第一項の規定による契約の解除(同項第二号、第三号及び第六号に係るものを除く。)、同条第二項の規定による不貸与及び同条第三項の規定による貸与の一時保留に関すること。

ハ 第八条第一項の規定による返還債務の免除に関すること。

ニ 第十条第一項及び第二項の規定による返還債務の免除に関すること(同項第二号に係るものを除く。)

ホ 第十一条の規定による返還債務の履行猶予に関すること。

ヘ 第十三条の規定による学業成績表の受理に関すること。

三 県立の大学の教員に係る修学資金の貸与に関する条例施行規則(平成九年三月青森県規則第二十号)の施行に関する次のこと。

イ 第七条第一項の規定による返還明細書の受理及び同条第二項の規定による返還方法の変更の承認に関すること。

ロ 第十条の規定による連帯保証人の変更の承認に関すること。

ハ 第十一条の規定による届出の受理に関すること。

第九条第二号を次のように改める。

二 里親が行う養育に関する最低基準(平成十四年厚生労働省令第百十六号)の施行に関する次のこと。

イ 第十四条の規定による里親からの報告の徴収に関すること。

ロ 第十六条第二項及び第十八条第三項の規定による養育の継続の認定に関すること。

ハ 第十九条各号の規定による委託児童の再委託の認定に関すること。

第十条を削り、第九条の二を第十条とする。

第十条の二を削る。

第十一条を次のように改める。

(青森県工業総合センター所長への委任)

第十一条 青森県工業総合センター所長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 青森県工業総合センター使用料及び手数料徴収条例(平成十五年三月青森県条例第五号)別表第二第三号のその他の化学分析又は試験に係る手数料及び同表第四号のデザインに係る手数料の額の決定に関すること。

第十三条第一項第一号中レをソとし、タをシとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをラとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第十一条第四項の規定による信用事業規程の変更の届出の受理に関すること。

第十三条第一項第二号ロ中「第十三条の七第四項」を「第五十二条第四項」に、「業務報告書等」を「業務報告書」に改め、同号ハ中「第十三条の九第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同号ニ中「第十三条の十第五項」を「第五十八条第三項」に、「縦覧書類の」を削り、「こと」の下に、「(同項第十三号に係るものに限る。)」を加え、同項第三号から第八号までを次のように改める。

三から七まで 削除

ハ 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)第七条第一項の規定による貸付資格の認定に関すること。

第十三条第一項第九号ロ中「貸付申請書」を「借入申込書等」に改め、同項第二十五号ロ中「採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)又は砂利採取法(昭和四十二年法律第七十四号)」を削り、同号ト及びリ中「採石法又は砂利採取法」を削り、同項第二十五号の六に次のように加える。

ハ 第十条の規定による森林所有権の移転等のあつせんに関すること(二以上の所管区域にわたる森林に係るものを除く。)

第十三条第一項第五十一号の二イ中「第十一条の三第一項」を「第十一条の四第一項」に改め、同号中ヘをチとし、ホをトとし、同トの前に次のように加える。

ヘ 第四十八条第四項の規定による定款の変更の届出の受理に関すること。

第十三条第一項第五十一号の二中二をホとし、八をニとし、同号口中「第十五条の三第一項」を「第十五条の二第一項」に改め、同口を同号八とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第十一条の四第四項の規定による信用事業規程の変更の届出の受理に関すること。

第十三条第一項第五十一号の二に次のように加える。

リ 第二百二十三条第三項及び第四項の規定による業務及び会計の状況の検査に関すること（知事が毎年度指定した内水面漁業協同組合に係るものに限る。）。

第十三条の二を削る。

第十四条の見出しを「（農林水産事務所の家畜保健衛生所長への委任）」に改め、同条中「家畜保健衛生所の長」を「農林水産事務所の家畜保健衛生所長」に改める。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

（青森県農林総合研究センター所長への委任）

第十五条 青森県農林総合研究センター所長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 青森県農林総合研究センター使用料及び手数料徴収条例（平成十五年三月青森県条例第六号）別表第二第四号の木材加工に係る手数料の額の決定に関すること。

（青森県農林総合研究センターの病害虫防除室長及び畑作園芸試験場病害虫防除室長への委任）

第十六条 青森県農林総合研究センターの病害虫防除室長及び畑作園芸試験場病害虫防除室長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項及び第二項の規定による販売者の届出の受理に関すること。

第十七条 削除

第十八条第一項第十一号の三イ中「第十七条第九号」を「第十七条第十号」に改め、同項第十一号の七の次に次の一号を加える。

十一の八 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の施行に関する次のこと。

イ 第三十三條の規定による採取計画の認可に関すること。

ロ 第三十三條の五第一項の規定による採取計画の変更の認可並びに同条第二項及び第四項の規定による届出の受理に関すること。

ハ 第三十三條の六の規定による意見の聴取及び通報に関すること。

ニ 第三十三條の九の規定による認可採取計画の変更命令に関すること。

ホ 第三十三條の十の規定による休止又は廃止の届出の受理に関すること。

ヘ 第三十三條の十三の規定による緊急措置命令等に関すること。

ト 第四十二條第一項の規定による報告の徴収に関すること。

チ 第四十二條の二の規定による協議に関すること。

第十八条第一項第十二号中「河川区域、河川保全区域及び国土交通省所管の国有財産（港湾区域及び港湾隣接地域に所在するものを除く。）の区域に係る」を削り、同項第十四号を次のように改める。

十四 青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例（平成十五年三月青森県条例第八号）の施行に関する次のこと。

イ 第二条の規定による行為の許可に関すること。

ロ 第三条の規定による国等の行為に係る協議に関すること。

ハ 第五条の規定による行為の届出の受理に関すること。

第十八条第一項第十五号を削り、第十四号の二を第十五号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例施行規則（平成十五年三月青森県規則第十三号）第六条の規定による住所変更等届出書の受理に関すること。

第十八条第一項に次の三号を加える。

十九 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の施行に関する次のこと。

イ 第十五条第一項の規定による建築物に係る指導及び助言に関すること。

ロ 第十五条の二第一項の規定による特定建築物に係る届出の受理に関すること。

ハ 第二十五条第四項の規定による特定建築主からの報告の徴収に関すること。

二十 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）の施行に関する次のこと。

イ 第五条第三項の規定による特定建築物等に係る指導及び助言に関すること。

ロ 第六条第三項の規定による計画の認定及び同条第五項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知に関すること。

ハ 第七条第一項の規定による計画の変更の認定に関すること。

二 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十六号）附則第一条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前的高齢者、身体

障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第四条第一項の規定による指導及び助言、同条第二項の規定による指示並びに同条第三項の規定による報告の徴収に関すること。

二十一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の施行に関する次のこと。

イ 第十条第一項の規定による対象建設工事の届出の受理及び同条第二項の規定による届出事項の変更の届出の受理に関すること。

ロ 第十条第三項の規定による必要な措置の命令に関すること。

ハ 第十一条の規定による国等の行為に係る通知の受理に関すること。

ニ 第十四条の規定による分別解体等の実施に関する助言及び勧告に関すること。

ホ 第十八条第二項の規定による申告の受理に関すること。

ヘ 第十九条の規定による再資源化等の実施に関する助言及び勧告に関すること。

ト 第四十二条の規定による対象建設工事発注者等からの報告の徴収に関すること。

第十八条第五項中「新青森県総合運動公園、青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）及び青い森公園に関する」を削り、同項第一号中「次のこと」の下に「（新青森県総合運動公園（特定公園施設を除く。））、青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）及び青い森公園に係るものに限る。」を加え、同項第二号中「次のこと」の下に「（新青森県総合運動公園（特定公園施設を除く。））、青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）及び青い森公園に係るものに限る。」を加え、ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同項第三号を次のように改める。

三 青森県営柳町駐車場条例（平成九年三月青森県条例第五号）の施行に関する次のこと。

イ 第四条の規定による駐車料金の徴収に関すること。

ロ 第五条の規定による回数券及びプリペイド・カードの発行に関すること。

第二十一条第一号中「附則第二項」を「附則第三項」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第四条の三第三十一号の改正規定は、同年五月一日から施行する。

2 この規則により委任した事務に係る申請、届出その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に

規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

訓 令

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令

（青森県事務改善委員会規程の一部改正）

第一条 青森県事務改善委員会規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「人事課長補佐」を「人事課のグループリーダー」に、

「商工政策課長」を「商工政策課長 文化観光推進課長」に改める。

第四条第三項中「人事課長補佐」を「人事課のグループリーダー」に改める。

第五条第一項中「人事課人事班長をもつて充てるほか」を削り、同条第四項中「人事課長補佐」を「人事課のグループリーダー」に改める。

（技能職員等の給与に関する規程の一部改正）

第二条 技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「水産試験場」を「水産総合研究センター」に改め、同条第五項中「畜産試験場」を「農林総合研究センター」に改め、同条第六項中「畜産試験場長」を「農林総合研究センター所長」に改める。

第一号様式中「~~印刷課~~」を「~~編集課~~」に改める。

(漁ろう手当支給規程の一部改正)

第三条 漁ろう手当支給規程(昭和三十一年二月青森県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「水産試験場」を「水産総合研究センター」に改める。

(法令審議会規程の一部改正)

第四条 法令審議会規程(昭和三十三年五月青森県訓令甲第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「~~総務学事課長補佐~~」を削る。

総務学事課法規班長

(青森県印刷事務管理規程の一部改正)

第五条 青森県印刷事務管理規程(昭和五十九年四月青森県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

認	印
認	印
認	印
認	印

認	印
認	印
認	印
認	印

に

課	課
課	課
課	課
課	課

を

課	課
課	課
課	課
課	課

に改める。

(青森県雪対策連絡会議設置規程の一部改正)

第六条 青森県雪対策連絡会議設置規程(昭和五十三年十月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「新産業創造室長、文化観光推進課長、資源エネルギー課長」を「新産業創造課長、資源エネルギー課長、文化観光推進課長」に改める。

(青森県電子計算組織プロジェクト・チーム設置規程の一部改正)

第七条 青森県電子計算組織プロジェクト・チーム設置規程(昭和四十七年六月青森県訓令甲第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「課長補佐」を「グループリーダー」に改め、「班長」を削る。

第八条中「課長補佐」を「グループリーダー」に改める。

(青森県行政資料センター規程の一部改正)

第八条 青森県行政資料センター規程(昭和五十三年八月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「課長補佐」を「グループリーダー」に改める。

(青森県消費者行政連絡会議規程の一部改正)

第九条 青森県消費者行政連絡会議規程(昭和五十三年九月青森県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「文化観光推進課長、資源エネルギー課長」を「資源エネルギー課長、文化観光推進課長」に改める。

(青森県青少年行政連絡会議規程の一部改正)

第十条 青森県青少年行政連絡会議規程(昭和五十六年二月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「国際課長」を削り、「文化観光推進課長、労政・能力開発課長」を「労政・能力開発課長、文化観光推進課長、国際課長」に改める。

(青森県男女共同参画推進連絡会議規程の一部改正)

第十一条 青森県男女共同参画推進連絡会議規程(昭和五十五年六月青森県訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「国際課長」を削り、「労政・能力開発課長」の下に「文化観光推進課長、国際課長」を加える。

(青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正)

第十二条 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程(昭和三十七年一月青森県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第八条中「商工観光労働部工業振興課」を「商工労働部工業振興課」に改める。別表一中「商工観光労働部長」を「商工労働部長」に、「商工観光労働部次長」を「商工労働部次長」に改める。

(青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程の一部改正)

第十三条 青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程(昭和四十六年十二

月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「商工観光労働部長」を「商工労働部長」に、「商工観光労働部次長」を「商工労働部次長」に改める。

第八条中「商工観光労働部工業振興課」を「商工労働部工業振興課」に改める。
(青森県民間労働相談員の設置等に関する規程の一部改正)

第十四条 青森県民間労働相談員の設置等に関する規程(昭和三十九年十一月青森県訓令甲第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「商工観光労働部労政・能力開発課」を「商工労働部労政・能力開発課」に改める。

第七条第一項中「商工観光労働部労政・能力開発課長」を「商工労働部労政・能力開発課長」に改める。
(青森県職務育成品種規程の一部改正)

第十五条 青森県職務育成品種規程(平成十一年三月青森県訓令甲第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「グリーンバイオセンター、農業試験場、畑作園芸試験場、フラワーセンター、りんご試験場、畜産試験場、林業試験場及び水産増殖センター」を「農林総合研究センター及び水産総合研究センター」に改める。

(青森県農業機械化対策委員会規程の一部改正)

第十六条 青森県農業機械化対策委員会規程(昭和三十九年三月青森県訓令甲第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「農業研究推進センター所長」を「農林総合研究センター所長」

「農業試験場長

に改め、りんご試験場長 を削る。

畜産試験場長

(青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部改正)

第十七条 青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程(平成二年三月青森県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「商工観光労働部長」を「商工労働部長、文化観光部長」に改める。

(青森県八戸港漁業補償対策会議規程の一部改正)

第十八条 青森県八戸港漁業補償対策会議規程(昭和四十九年十一月青森県訓令甲第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第一号中「商工観光労働部長」を「商工労働部長」に改め、同項第二号中「商工観光労働部次長」を「商工労働部次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二百十五円一銭